

第 3 号

2026  
3月23日



# SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

## 県内の交通事故発生状況

《令和8年2月末の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	417	7	500
前年	381	4	443
増減	+36	+3	+57

### 〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	121	5	53
前年	125	3	64
増減	-4	+2	-11

## 春の全国交通安全運動

令和8年4月6日（月）～4月15日（水）



### 重点① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

#### 歩行者も交通ルールとマナーを守りましょう

道路を横断するときは、横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、信号に従って横断しましょう。信号無視による横断、斜め横断、横断禁止場所での横断はやめましょう。

#### 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！

令和8年9月1日から、中央線等のない生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。（標識等で最高速度が指定されている道路を除く。）

『生活道路は人が優先』という意識を持ち、走行する際は速度を守り、通り抜けは控えましょう。

### 重点② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

#### 運転中のスマートフォンの操作等の禁止

「ながらスマホ」は、周囲の危険に気付かず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険行為です。絶対にやめましょう。

～子どもを守るチャイルドシート～

- 乗せ降ろしが安全な歩道側の後部座席に取り付けていますか？
- 座席に確実に固定されていますか？
- 肩ベルト（ハーネス）は緩すぎませんか？大人の指が滑り込む程度が目安です。

### 👉 重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

令和8年4月1日から自転車の違反に対して交通反則通告制度が適用されます！！

(16歳以上の者による一定の交通違反に対し、いわゆる青切符が適用)

自転車の悪質・危険な違反が検挙の対象となります。

また、ヘルメットは命を守る上で大切です。

自転車・特定小型原動機付自転車に乗る時もヘルメットを着用しましょう。

### 👉 重点④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

「横断歩道は歩行者優先」です。

横断歩道を渡ろうとする人がいれば道を譲りましょう！

運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守り、思いやる気持ちが重要です。

横断歩道は歩行者優先です。歩行者が横断している場合や横断しようとしている場合、ドライバーは横断歩道手前で停止し、歩行者に対し「渡ってください」という意思を伝えましょう。

歩行者は、手をあげるなどして横断する意思表示を行いましょう。



4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です！

## 架空料金請求詐欺に注意！！

携帯電話に、実在する通信事業者等を装い「料金のことでお伝えしたいことがあります」といったメールや自動音声の着信があり、対応すると、「有料サイトの登録料金が未納です」や「高額当選したので受取り料金を支払ってください」等と言われ、電子マネーの送金やATMでの振込みを指示されるものです。

- 慌てて電話やURLに接続しない。
- 電話やメールの請求に電子マネーで手続きしない。



事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp